

認知症高齢者グループホーム

整備関係 Q&A 集

令和 6 年 6 月

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

TEL011-211-2972

FAX011-218-5117

E メール jigyo.shido@city.sapporo.jp

【募集内容に関するもの】

Q1 整備方針の一つに「質の高いサービス」を項目として挙げられていますが、なぜそのような項目としたのでしょうか。

公募概要の整備方針に掲載したとおり、手厚い介護や医療ニーズの高い利用者であっても、その人らしく安心して暮らし続けられるグループホームの整備が求められております。

① より一般家庭の規模に近づくことで、利用者相互の人間関係が生まれ、落ち着いた生活がみられること。

職員も利用者全員に目がとどき状態把握が容易となり、ストレス軽減につながる。

利用者の住まいという雰囲気を作ることで家族の訪問機会が増え利用者の気持ちも安定すること、また、認知症に対する理解が深まることなど、グループホーム運営上のメリットは大きいものと考えられます。

② 高齢者の急増等により、認知症の症状の重い方も増加しております。

病院での治療が終わっても自立生活ができない方を受け入れる事業所の整備が求められております。

Q2 質の高いサービスについては、札幌市が例示する「少人数ユニット」又は「医療ニーズの高い利用者への対応」以外の提案は、評価されないのでしょうか。

例示以外の取組みについても、評価の対象としています。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）にも示されているように、早期診断・早期対応のための方策、地域での生活を支える介護ネットワークの構築、日常生活（看取りを含む）・家族の支援の強化など、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指した事業計画を幅広く提案していただきたいと思います。

Q3 9人定員×2ユニット、9人定員×1ユニット、6人定員×1ユニットのいずれにおいても申請可能でしょうか。

ユニット毎の定員は、本市条例「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（第114条）の規定どおり、5人～9人の範囲です。

ユニット数は、2～4ユニットの範囲としていますので、ご質問については、9人定員×2ユニットの申請のみ可能です。なお、合計定員は24人以下でお願いします。

Q4 少人数定員（6人）の3ユニット又は4ユニットの提案については、「人員基準」に 特例的な措置はあるのでしょうか。

- ① 管理者は、3ユニットでも2人でいいのか。
- ② 介護支援専門員は、何人の配置が必要か。
- ③ 介護職員は、利用者3人に対して1人でよいか。
- ④ 夜勤の介護従業者は、最低で何人必要か。

人員の配置は、本市条例「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（第111・112条）に定められた範囲に従って適正な配置をおこなっていただくことが必要です。

公募の手引 23～28 ページ掲載の事業指定基準を参照ください。

なお、ご質問の従業員の配置は、次のとおりとなります。

- ① 管理者はユニットごとに配置が必要です。ただし、管理上支障がないと認められる場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することが可能です。
- ② ユニットごとの計画作成担当者は、少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならないため、2以上のユニットにあつては、最低でも1人は介護支援専門員の配置が必要です。
- ③ 夜間及び深夜の時間帯は、「1以上」
上記以外は、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上の配置が必要です。
- ④ 定員数によらず、ユニットごとに1以上必要です。
ただし、3ユニットすべてが同一の階において隣接している事業所の場合、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であり、事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、3ユニットで2以上とすることができます。

Q5 B P S Dとは何ですか。

B P S Dとは、Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia の略で、認知症に伴う徘徊や妄想・攻撃的行動・不潔行為・異食などの行動・心理症状のことです。このような症状が出現するようになると、急速にQ O L（Quality of Life＝生活の質）の低下を招き、介護負担が増大することが想定されます。

Q6 ユニットの増やさずに既存ユニットの定員数のみを増やす申請は認められますか。

平成 31 年度整備分から認めることとしており、ユニット増を伴う定員の増員のほか、ユニット増を伴わない定員の増員も可です。なお、定員増に伴い事業所を移転する場合の移転先は、同一区内に限らず、公募の手引 1 ページに記載の整備区域内であれば認めます。

Q7 整備定員の内訳として、新規開設による整備数と定員増による整備数のそれぞれの配分は定められているのでしょうか。

令和 7 年度整備分につきましては、新規開設（既存事業所が移転して定員増する場合も含む）による整備は 108 人程度、定員増（ユニット増を伴わない場合も含む）による整備は若干名としています。新規開設は第 1 次及び第 2 次審査、定員増は第 1 次審査にて評価を実施し、いずれも評価点の合計の上位の順から整備予定事業者を決定します。

Q8 グループホームと有料老人ホーム等を同一建物内で行うことは可能でしょうか。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅や小規模多機能型居宅介護等とグループホームは、入居者の動線に関する条件や設備基準などを満たした場合、同一建物内で併設することは可能です。

また、グループホーム新規開設に併設して小規模多機能型居宅介護を開設する場合は小規模多機能型居宅介護についても開設準備経費補助金を受けることが可能な場合があります。

なお、社会福祉法人・医療法人等については、それぞれ関係法令による規制等がないかなど、所管部局に必ず確認を行ってください。

Q9 Q8では、「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等と同一建物内で併設することは可能です」と記載がありますが、「等」の部分で、同一建物内に所在することが認められるもの、認められないものをご教示いただきたいです。
例えば、4階建ての建物で1階は他業種の事務所や飲食店舗、2階、3階はグループホーム、4階は一般住宅という場合は認められるのでしょうか。

介護保険法では入居者の動線に関する条件や設備基準などを満たせば同一建物内に所在する別の店舗・事務所等については特に制限はありませんので、他法令等で問題がないことを確認し、併設を検討してください。

Q10 サービスを提供する事業所は、新築に限るのでしょうか。

新築又は既存建築物の活用（民家改修等）等、いずれも可能です。

Q11 1フロア2ユニットのグループホームにあって、AユニットとBユニットの中央にスタッフルームを配置した場合、共用は可能でしょうか。

設備に関する基準上の問題がなければスタッフルームの共用は可能です。

Q12 札幌市独自の加算はありますか。

本市においては設定しておりません。

Q13 「公募の手引」26 ページ、設備基準の①居室欄（2）に、「各居室の床面積は、7.43 m²（4.5 畳）以上であること。」とある。このことについて、「公募の手引」38 ページ「居室に備え付け収納がある場合、収納スペースの面積は居室面積から除き」と記載されているが、各居室に洗面所を設ける場合、洗面所の面積も除外するのか。

お見込みのとおり、洗面所面積についても居室面積から除いてください。

【応募基準に関するもの】

Q14 既に未届有料老人ホームを運営している場合には、いつまでに届出を行えば、応募基準を満たすことになるでしょうか。

事業計画書の提出（本申請）までに、必要書類を添付し、届出を行えば応募基準を満たします。

【申請に関するもの】

Q15 事業計画書の提出は、あらかじめ電話で予約する必要がありますか。

ご来庁いただく際は、あらかじめご連絡下さい。

Q16 公募申請書の担当者連絡先は、申請法人の職員あるいは代表者でなければいけないのでしょうか。社会保険労務士等の代理人でも可能でしょうか。

申請法人の職員をお願いします。なお、法人の代表者である必要はありません。

Q17 公募に係る質問は何度でも可能でしょうか。

何度でも可能です。所定の様式により FAX または E メールでお願いいたします。

【計画書・添付書類に関するもの】

Q18 規定の申請書様式の他に、参考書類・資料等を添付してもいいのでしょうか。

地域住民への説明に使用した資料等、札幌市が指定した資料以外は原則、添付しないでください。

Q19 計画書提出後、書類の一部差し替えは可能でしょうか。

書類の記載内容に誤りがあっても提出後の書類の差し替えは原則としてお受けできませんので、提出時には十分に計画書の内容を精査のうえ提出してください。

Q20 既にサ高住が併設している建物を使用してグループホームの新規開設を予定している場合、地域住民等への説明結果報告書や資金計画書の作成は必要でしょうか。また、その他書類でも不要なものはあるでしょうか。

サ高住が併設している建物を使用してグループホームの新規開設を予定する場合も全ての書類が必要です。なお、その他の場合も提出書類は省略できません。

Q21 法人の沿革「年月日」欄の記載について、過去の日付まで特定するのが難しい事象もあり、年月で統一して記載しても構わないでしょうか。

法人沿革「年月日」欄については、日付まで特定するのが困難な場合は、年月で統一しても構いません。

Q22 法人の納税証明書を取得することと思いますが、それぞれ種類が複数あり、何の証明が必要となるのでしょうか。

必要となる納税証明書は市税の納税証明書（指名願）です。市税事務所または市役所本庁舎2階の税の証明窓口にてご請求ください。

Q23 事前相談の上、法人代表者以外の者を代表者に代わる者として申請する予定ですが、書類の記載について以下の認識でよろしいでしょうか。

- ・公募申請書（様式 1）→法人代表者名を記載
- ・代表者経歴書（様式 2-2）→法人代表者に代わる者の経歴等を記載
- ・代表者の納税証明書→法人代表者に代わる者の納税証明書
- ・誓約書の申請者（様式 2-3）→法人代表者名を記載

お見込みのとおりです。

Q24 誓約書（様式 2-3）の 1 枚目の代表者名等は、パソコンによる入力でも、自署でもいいのでしょうか。

どちらでも構いません。

Q25 2 ユニットで管理者 2 名配置する計画ですが、2 名のうちまだ 1 名しか決まっておりません。その場合、誓約書の役員等名簿の欄にはどのように記載すればよいのでしょうか。

決定している 1 名のみ記載し、未定の方は採用予定と記載してください。

Q26 様式 2-4 資金計画の添付書類の「償還（返済）計画書」について、金融機関が発行したものを添付するようになっておりますが、金融機関に相談したところ、金融機関名、支店名のある書類をいただきました。本書類を添付資料として問題ないでしょうか。

様式 2-4 資金計画の添付書類については、金融機関が発行したものが有る場合のみ添付していただくものです。可能な範囲で提出していただくものですので、ご質問のありました書類で問題ございません。

Q27 様式 2-4 について、土地・建物を賃貸借契約により運営する、いわゆる「オーナー型」のグループホームの場合、建築費・設備費の記載は不要と思われるが、契約時の敷金・建設協力金も項目として記載する必要はあるでしょうか。

「オーナー型」グループホームの場合、土地・建物の所有者が負担する資金に係るものについては記載不要です。事業者が負担する費用については全て記載してください。

Q28 事業用地及び事業所については、応募の段階で賃貸借契約を締結している必要がありますか。

応募の段階では賃貸借契約を締結している必要はありません。「公募で整備予定事業者として選定された場合に、当該物件の賃貸借契約を締結する」旨を契約した条件付又は予約契約で構いません。土地・建物の購入を予定されている場合も同様です。土地・建物の確保は、整備予定事業者として選定されない場合もあることなどを十分考慮のうえ行ってください。

Q29 小規模多機能型居宅介護併設の場合、資金計画（様式 2-4）の設備費等は按分する必要がありますか。また、ユニットごとに按分するのですか。

他施設と併設の場合、資金計画は按分してグループホームに係る費用のみ計上してください。また、明確な費用区分が難しい場合は、面積按分等で適正額を計上してください。ユニットごとの按分は必要ありません。

Q30 増床での申請を検討していますが、収支計画は増床ユニット分のみなのか、既存ユニットとの合計を出すものか。

定員増の応募については、既存ユニット部分を含めた事業所全体について、第 1 次審査にて評価を実施するため、収支計画も既存ユニットとの合計額を記載してください。

Q31 2ユニットで管理者2名配置する計画ですが、2名のうちまだ1名しか決まっておりません。その場合、「従業者等配置計画」の管理者の雇用人数に「2人」と記載し、「収支計画」の人件費も2名分で記載するのか。

お見込みのとおりです。

Q32 預金等とは、いつの預金額のことでしょうか。

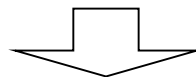
事業計画書提出日前1か月以内の額です。

Q33 応募時点で年間事業費12分の3以上の資金を確保する必要があるとはどういうことですか。

様式2-5にて事業開始後の収支計画を作成し、開始後1年間分の支出額を算出します。算出した支出額の12分の3以上の金額が応募時点の運転資金として資金確保されていない場合、応募基準を満たしていないとして応募無効となります。

(様式2-5) 収支計画

初年度支出計



12分の3以上を確保

(様式2-4) 資金計画

運転資金

Q34 複数の残高証明書がある場合、日にちが統一されている必要はありますか。

資金確保の確認資料は、全て同一日で提出願います。困難な場合はご相談ください。

Q35 残高が、様式2-6の預金等の額と合致している必要はありますか。

合致させてください。

Q36 残高証明書の代わりに通帳の写しでも可能ですか。

写しは不可。残高証明書を添付してください。

Q37 当法人は社会福祉法人であるため、その土地、建物については固定資産税が非課税になっており、固定資産評価額は算定されておられません。この場合、様式 2-6 の「固定資産評価額」の欄はどのように記載したらよろしいでしょうか。

何らかの理由で土地・家屋についての固定資産税が算定されていない場合は、固定資産評価額の記載欄に「〇〇のため算定されていない」等と記載し、算定されていない理由が分かるようにしてください。

Q38 様式 2-6「法人資産等の概要」の「その他の資産」について、「資産（評価）額」は、資産の期末帳簿価額の記載で良いのでしょうか。それとも資産の取得価額でしょうか。何を記載するか教えてください。

「資産（評価額）」の記載欄には、資産の取得価額ではなく期末帳簿価額を記載してください。

Q39 整備予定地の登記簿上の地目が現在「畑」となっているが、公募選定後に地目を「宅地」等に適時変更するということで問題はないのでしょうか。

グループホーム予定地の土地利用が用途地域や各種土地利用規制等、関係法令に適合することについて、応募法人において事前に関係機関に照会のうえ、確認済みであることを応募基準としておりますので、事前に所管へ照会のうえ、その他開設地に関する特記事項に照会結果を記載してください。

Q40 様式 3 の土地・建物の概要「開設予定地の前面道路の勾配」については、建築物の各部分の高さを制限する斜線制限を確認するために記載が必要ということですか。

前面道路の勾配は、斜線制限を確認するためのものではありません。
予定地周辺の状況を確認するためのものであるため、できるだけ記載してください。

Q41 既存建物の2階へ増築を予定しておりますが、様式3 土地・建物の概要の事務所の建築面積及び事業所延床面積につきましては、既存建物（併設施設・事務所）の面積を含めず、今回申請するグループホームに該当する部分のみの面積を記載するものとし、建築基準法上の面積と合致していなくても、面積表などによってそれらを確認できればよいでしょうか。

建築面積については、併設施設等も含めた既存建物全体の面積を記載し、事業所延面積については、新規開設については今回申請するグループホームに該当する部分を、定員増については既存のグループホームと定員増の部分の合計面積を記載してください。

Q42 様式3に、土地・建物の周辺環境（商業施設）として、半径200m以内にあるスーパーマーケット等を記載とあります。弊社が現在検討している物件周辺には半径200m以内にスーパーマーケットがありませんが、応募することは可能でしょうか。

商業施設等の立地は必須要件ではありませんが、半径200m以内に立地があれば、ご記載頂くようお願いいたします。

Q43 住宅地図は、google マップ等のネット上の地図を利用しても良いのでしょうか？それとも、紙の地図をコピーすべきですか？

住宅地図は建物名や建物ごとの居住者を記載している地図のことです。google マップは住宅地図ではございません。ネット上の地図を印刷したものでも紙の地図をコピーしたものでも構いませんが、地図の中でも住宅地図を提出してください。

Q44 地域住民への説明について、町内会長に連絡し、電話で説明したが、会ってもらえません。町内会は反対することはないので選定されてから会いに来るよう言われました。この場合、どうしたらよいか。

説明の相手方は、町内会長だけではなく、建設予定地に隣接してお住まいの住民等に対しても必要となります。仮に、これらの説明を行おうとしても説明不要というのであれば、説明文書を配布するなど別の方法をお考えください。

Q45 住民説明会を、（集団説明会の形ではなく）個別訪問し説明させていただくことは有効でしょうか。

地域住民に対する説明について、個別訪問により説明することは特に問題ありません。

個別訪問した場合は、様式 3-4 に地域名（町内会名等）と訪問した人数の合計を地域ごとに記載してください。

Q46 増床を検討しています。地域住民等は常日頃からグループホームの運営に協力的だが、その状況でも地域住民等への増床の説明や様式 3-4 の提出は必要でしょうか。

増床の場合も改めて地域住民等へ増床についての説明を行い、様式 3-4 を記載のうえ提出してください。

Q47 就業規則の中に「賃金」も規定されている場合でも、給与（賃金）規則の提出は必要でしょうか。

就業規則の中に、給与（賃金）に関する規定があり、別に給与（賃金）規定を定めていない場合は、必要ありません。

Q48 様式 4 従業員等配置計画について、管理者、看護師を新規で採用する予定の無い場合は採用方針を記載する必要がありますか？法人としての採用方針を記載すればよいでしょうか？

計画上新規の採用予定が無い場合も、法人として各職種に求める資格、経験、資質等を記載してください。

「雇用確保の具体的方法」に、上記条件を満たす人材をどのように確保するのか具体的に記載してください。

Q49 様式 4 の介護従業者の待遇（2-1）について、就業規則、給与（賃金）

規則、パートタイム職員就業規則等を添付とのことですが、当法人は事業形態別にこれらの規則を定めています。グループホームの開設許可をいただけた場合、グループホーム版の規則等を新たに作成し、労働基準監督署に提出する予定となっております。様式 4 を作成するにあたって記載した給与等の労働条件は、運営開始の際に当然に順守しますが、その条件が記されている規則等は現時点では存在せず、添付することができません。どのように対応すればよいのでしょうか？

応募時点で添付することが適当な就業規則等がない場合は、規則等の添付は必須要件ではありません。しかし、規則等を添付しない場合は様式 4 の介護従業者の待遇（2-1）に規則等を添付しない理由を記載してください。

Q50 様式 4（■従業者の待遇（2-2））で介護職員初任者研修修了の正規雇用の待遇を記載するようになっておりますが、正規雇用の就業規則で介護職員初任者研修の規定がない場合はどうすればよいですか。

規則にないことを記載し、計画書を作成してください。

Q51 開所予定日を 1 月 1 日に設定していますが、開所月の勤務表（1 月）の記載は法人の定める正月休みの部分も含めて記載するべきでしょうか。

勤務表については、実際に配置するのに合わせて記載していただくことになりますので、法人の定める正月休みの部分も記載していただいても構いませんが、その結果人員基準違反がありましたら、応募基準を満たさないことになります。

Q52 事業計画書は CD または DVD により電子データでも提出するとされているが、登記事項証明書や納税証明書等、様式（Word や Excel）で提出できないものは PDF で提出するのか。

お見込みのとおりです。事業計画書に含まれる全ての書類を電子データで提出する必要がありますので、財務諸表や就業規則等も含め、様式（Word や Excel）以外の書類は全て PDF ファイルにて提出してください。

Q53 「公募の手引」30 ページの「2 提出方法」下部枠囲み部分に「仕切り紙」とあるが、ルーズリーフに綴じる「罫紙」でいいか。
または、A4 コピー用紙にパンチをして作成した簡易的なものでもいいのか。

紙の種類・材質は問いません。

Q54 様式 2-4 の資金計画書の記載内容ですが、開設準備経費補助金（914 千円×18 名）の活用を計画した場合、金額等の記載は必要ですか。その場合、備品費の項目でよろしいでしょうか。

補助金の使途は制限されているため、備品費やその他開設の準備に必要な経費にのみ充てることができます。補助金の活用を検討している場合、様式 2-4 に記載しても問題ありません。

【事業運営に関するもの】

Q55 代表者及び管理者に課せられている「認知症対応サービス事業開設者研修」及び「認知症対応型サービス事業管理者研修」は事業計画書の提出もしくは整備予定事業者の決定までに受講していなければならないのでしょうか。

代表者及び管理者に課せられている研修は、整備予定事業者として選定後、グループホームの事業者指定の申請手続期限（指定日の前月の 15 日まで）までに受講が決定しており、指定日までに受講を修了していただければ問題ございません。計画作成担当者に課せられている研修も同様です。

Q56 札幌市内でグループホームを申請する際、法人代表である代表取締役が認知症対応型サービス事業者開設者研修を受講しておかなければならないでしょうか。それとも、事業部門責任者である常務取締役が受講していればよいでしょうか。

基本的には「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第 113 条及び第 234 条に定められているとおり、運営している法人の代表者（理事長や代表取締役）が受講を修了しているものでなければなりません。が、「法人の規模によって、理事長や代表取締役がその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的ではないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない」と解釈通知で示されております。

このことから、今回のグループホーム公募においても、代表者と同等の決定権を持つ役職者等については、法人の事業規模や実績により、地域密着型サービス部門の責任者としてお認めする場合もございますので、事前にご相談ください。

なお、代表者に代わる方として、介護保険に精通した「登記上の役員」を想定しております。

Q57 管理者の基準で「3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験」とありますが、どの時点で3年以上を満たす必要があるのですか。

認知症対応型サービス事業管理者研修修了日時点で3年以上の経験を満たす必要があります。概ね指定日の3か月前時点で3年以上の経験を有していれば問題ありません。

Q58 管理者の経験には無資格の時期が含まれていてもいいのか。

無資格の時期があっても問題ありません。ただし、経験年数3年以上の中で、資格を要する職務に従事していた場合は、その職務に応じた資格を有している必要があります。

Q59 補助金の対象となる経費について具体的に教えてほしい。

対象となる経費は、事業所の円滑な開設に必要な開設前6か月間に係る経費であって、次の項目に該当するものです。

- ・開設前の看護・介護職員等の雇上げ経費
(報酬、給料、賃金、手当、共済費等)
※ただし、専ら開設準備業務(開設に係る研修等を含む)に従事した者に限る。
- ・開設のための普及啓発経費
(地域住民の事業に対する理解を深めるための説明会等の開催経費等)
- ・職員募集の経費(求人情報誌の掲載費、求人説明会開催経費等)
- ・開設に当たっての周知・広報経費
(パンフレット、ホームページの開設等のPR費用)
- ・その他開設の準備に必要な経費
(職員の研修費、直接処遇に関係する備品購入費、福祉機器等の購入費等)

なお、以下の経費は補助の対象とはなりません。

- ・法人内異動等で、既存事業所に補充として雇用される職員に係る経費

- ・開設後の福祉機器等賃借料
- ・開設前の備品保管を目的とする倉庫の賃借料
- ・予備として購入する備品
- ・備品に付帯する開設後の保証料（3年保証料等）
- ・設備及び設備に付帯する備品
（スプリンクラー等の消火設備、ユニットバス、パネルヒーター及びボイラー等）
- ・補助対象経費の支払いに係る手数料（振込手数料等）
- ・当市に納付する新規申請指定手数料
- ・直接処遇に関係のない備品（絵画、デジカメ、ビデオカメラ等）

Q60 第1次評価表記載の職員の育成・職場環境の項目の評価の視点にある「業界全体の人材確保の観点から未経験者を配置し、人材育成をどのように行うか。」について、未経験者を入れ、無資格者が多くなることによりなにか影響はありますか。

指定後のサービス提供体制強化加算の算定に影響を及ぼす可能性があります。職務を整理したうえで、無資格者を「介護職員」としてではなく、「介護助手」として配置することも認めます。

※応募無効となった事例

応募基準をすべて満たすことが応募における最低条件となり、事業計画書上要件を満たしていることが確認出来ない場合も応募が無効となってしまいます。

ここ数年であった応募無効事例は

- ・地域住民への説明を全く行っていないもの
- ・年間の運転資金の3/12を確保できていないもの
- ・建築図面に面積の記載がないもの
- ・夜勤職員の配置がないもの
- ・直近の決算書（貸借対照表）が債務超過となっているもの
- ・運転資金が0円となっているもの
- ・未届け有料老人ホームの届出をしていないもの
- ・建物の賃貸借契約書の賃借名義が申請法人ではなく、グループ法人名義であったもの
- ・納税証明書の添付がなく、市税の未納（滞納）がないことが確認できないもの
- ・土地・建物の登記簿謄本等の添付がなく、申請法人による所有が客観的に確認できないもの

となっております。事業計画作成並びに提出時ご注意願います。